

専門医制度研修プログラム整備指針（案）

序

1. 背景・理念・目的
2. 求められるプログラム像
3. 研修プログラムの整備

補足

序

これまで、わが国の専門医制度は各学会が定めた研修カリキュラムを学会認定の研修施設で履修することにより専門医受験資格を与える形で運営されてきたが、新たに設計される専門医制度においては研修プログラムに基づいた専門医研修を基本とするものであり、本研修プログラム（病院群）整備指針はその大綱を示すものである。研修プログラムを整備するにあたっては、個々の研修プログラムで教育可能な専攻医数やそれぞれの診療領域における研修プログラム数などが検討される必要があるとともに、地域性についての配慮により、医師偏在や地域医療の崩壊をきたさないような自主的努力も求められる。なお、現在研修中の専攻医の扱いや各専門領域の異なった背景を踏まえ、プログラム制への移行に関しては各制度のこれまでの実績と特徴を生かしながら、混乱を生むことなく周到に準備する必要がある。

新たな専門医制度において設立が予定されている中立的第三者機関の研修施設・プログラム評価認定部門には、それぞれの専門領域の担当学会の専門医制度委員会等と密に連携する専門医制度プログラム委員会を設け、専門領域間、地域間等、制度全般の調整を行いながら各専門医制度のプログラム認定基準を示し、それに沿って各研修プログラムを認定することとなる。

1. 背景・理念・目的

従来のわが国における専門医育成システムにおいて、研修施設認定や専門医の認定は各学会に任せられていて、その質の担保や認定基準の標準化の面で不備が指摘されてきた。施設認定についても、研修カリキュラムはあってもそれを計画的にかつ適切に提供するシステム、すなわち研修プログラムで対応するという視点に欠けていた。また、国際的な比較でもわが国の専門医制度は、専門医認定基準や研修プログラムの標準化、研修施設と研修プログラムのピアレビュー制度などが不十分である。

このような背景のもと、「これから専門医の育成は研修プログラムを基盤に行うこと」を理念とし、研修施設の認定を進めるべきと考えられる。したがって、本指針は、各診療領域における専門知識と技術を備え、社会から信頼され、「患者さんに安全で標準的な医療を提供できる」専門医を育成するため、研修施設の指導体制と認定基準の標準化とともに、研修カリキュラムの運用を研修施設群により構築され、研修プログラム制によって行うことを基本とするものである。

2. 求められる研修プログラム像

研修プログラムとは、決められたカリキュラムのもとで到達目標が計画性をもって達成できるよう、基幹研修施設が中核となり研修施設群を形成して構築され、その研修プログラムに基づいて、専攻医を募集し、必要十分な研修実績を担保し、専門医資格取得までの全過程を教育的に支援する仕組みである。

- ・ 研修プログラムは、大学病院等の基幹研修施設と関連研修施設等が整備指針に基づいた指導体制を構築し、研修の質を担保することにより、専攻医に専門医資格取得までの計画的研修を提供する。

3. 研修プログラムの整備

研修プログラムの構築にあたっては、専門医制度整備指針および本指針に沿って策定された各制度のプログラム認定基準の要件を踏まえて整備する。研修プログラムには研修プログラム責任者を中心とした研修管理組織があり、決められたカリキュラムに沿って専攻医を到達レベルまで指導し、専門医資格取得が達成されるよう指導体制と計画的研修プログラムを策定する。その際、構成施設はそれぞれの特徴を生かした役割を明示し、指導体制と募集人数のバランスおよび地域性に配慮し、かつ研修の均一性ならびに研修の質を担保したプログラム整備が求められる。

- ・ 各制度は本指針を踏まえながらその制度の役割や特徴を考慮し、制度としてのプログラム認定基準を策定する。

A) 専門医教育到達目標の設定と教育ポリシー

各研修プログラムは、それぞれの専門医制度の到達目標を基準とし、専攻医が研修を修了した段階で専門医として信頼される医療を提供できる十分な知識と技術を獲得しているよう設計する。

また、各研修プログラムは、その診療内容や指導体制、専門領域の特徴、地域性、社会的使命、等から専門医研修の教育ポリシーを明示し、研修応募者の選考方法についても公表する。

B) 研修施設

研修プログラムを形成する研修施設として、基幹研修施設、関連研修施設、および必要に応じて部分的な補完ができる関連施設を置く。

- ・ 基幹研修施設に研修プログラム責任者を置く。
- ・ 各施設は各自の制度で定められた施設基準、指導体制、等を備える。

C) 研修プログラムの構築

以下の要件を備えた研修プログラムを構築する。

- ・ 専門医教育目標を達成するために、本指針および各専門医制度プログラム認定基準に適合する到達目標を設定し、それを実行できる診療内容と指導体制を備えた施設（群）が研修プログラムを作成する。
- ・ 基幹研修施設が中心となり、関連研修施設、およびその他の関連施設を加えて、研修全体像を提示し、そのなかでそれが研修のどの領域を担当するかを示す。
- ・ 研修プログラムを構築する各施設の責任者は、指導体制、診療内容、受け入れ数、等を示す。
- ・ 専門医研修管理委員会において、円滑かつ適切なプログラムの運用を図る。
- ・ その他、専門医制度整備指針に示す要件を備える。

D) 育成可能な専攻医数と指導体制

専門医制度整備指針に沿って、研修プログラム全体の実績と受け入れ専攻医数に整合性をもたせる。すなわち、研修プログラム全体として指導医数と専門性および診療実績を考慮し、研修の質の担保とその実効性から毎年新規に受け入れ可能な専攻医数を示す。

指導体制は、当該制度専門医による指導体制を基本とし、研修の質を担保するうえで必要な指導医を置く。指導医は、専門医資格を有し、各専門領域内における担当分野での十分な臨床経験を有する医師が担当して、責任ある指導に当たる。

指導医は、専門医制度整備指針に則って選定される。

E) 専門医研修管理委員会等の設置

各研修プログラムには、専攻医の達成状況など研修プログラムの精度を検証し、フィードバックさせながらその質を維持向上させるため、専門医研修管理委員会を設け

る。

- ・ 基幹研修施設には専門医育成を統括的に管理する委員会を設置する。
- ・ 各研修施設には上記と連携する委員会組織を置く。

F) 施設としての備えておく要件

各研修施設はその分担に応じて専攻医を受け入れ、計画的に研修させる体制と必要な関連諸部門の設備、内部環境等の整備が求められる。カンファレンス室や自習ルームの他に、倫理、医療安全および労働環境整備にも配慮する。

G) 研修実績記録システムの整備

研修プログラムおよび専攻医個人として研修記録を活用した計画的な研修とその評価が可能となるシステムを整備する。

- ・ 研修プログラムおよび各施設は研修記録システムを整備し、研修内容を把握できるよう努める。
- ・ 上記記録には、専攻医研修実績（経験症例、経験手技、経験手術、経験処置、各種カンファレンス、抄読会、学会発表、論文発表）などを含む。
- ・ 経験症例の登録記録等の信憑性、客觀性が担保されている必要がある。また、個人情報の取り扱いが考慮されていなければならない。（カルテ記載、電子カルテ、指導医の承認制度、National Clinical Database (NCD) の利用など）
- ・ 指導医の指導実績・研修記録を備える。

H) マニュアル、フォーマット等の整備

研修プログラムはプログラム運用のためのマニュアルを整備する。

- ① 専攻医研修マニュアル（専攻医用、評価システムを含む）
- ② 指導者用マニュアル
- ③ 専攻医研修実績記録フォーマット
- ④ 指導医による指導とフィードバック記録
- ⑤ 指導者研修計画（F D）と実施記録

I) プログラム評価体制

各施設には下記の評価ができる体制を整備する必要がある。

- ① 専攻医の指導医および施設責任者による評価
- ② 指導体制等に対する専攻医による評価
- ③ 上記のフィードバック機能の担保

補足

プログラム認定作業

新たな中立的第三者機関のプログラム評価認定部門での認定業務が始まるまでの当面の準備作業を提示する。

- 1) 研修プログラム整備指針（大綱的なもの）決定。
- 2) 本指針にそって、各制度で施設認定基準の整備とプログラム認定基準案策定。
- 3) 各制度プログラム認定基準案を、新たな中立的第三者機関のプログラム評価認定部門の当該領域委員会へ審査の申請。
- 4) 整備指針を基本に、各専門医制度のプログラム認定基準を、研修の質の担保、実効性、継続性、さらに認定プログラム数、必要に応じ地域性、等を勘案して審査し、認定。
- 5) 各制度でのプログラム審査作業を開始し、制度内での予備審査を経たものをまとめて中立的第三者機関へ提出。
- 6) 各研修プログラムの認定。
- 7) 研修プログラムを構成する各施設の認定は従来通り各制度で行う。

なお、平成 27 年 4 月開始の臨床研修医からが新制度の対象になるとすると、研修認定プログラムの公表は遅くとも平成 28 年（2016 年）4 月には行う必要がある。

以上